

オリパラ特措法等の一部改正する法律の施行に伴う 祝日の移動について

東京オリンピック・パラリンピックの開催が1年延期になったことに伴う、オリパラ特措法等の一部改正がなされ、令和2年12月28日（金）施行されました。

本法律の施行により、令和3年の国民の祝日については東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、令和3年に限り下記のとおり祝日が移動します。

2021年の祝日移動

- 海の日 7月19日（月）⇒ 7月22日（木）
- スポーツの日 10月11日（月）⇒ 7月23日（金）
- 山の日 8月11日（水）⇒ 8月 8日（金）

（※）詳しくは ⇒ [コチラ](#)